

第 64 回通常総会における定款変更に係わる議案の件

本会 定款第 13 条により、第 64 回通常総会を平成 25 年 2 月 27 日、弘済会館にて開催いたします。

既に会告などでご案内いたしておりますように、本総会では定款変更に係わる議案の審議を予定しており、定款の変更案をご案内いたします。

現行の定款

第 13 条 総会は、通常総会として毎年 2 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

定款変更案

第 13 条 総会は、通常総会として毎事業年度の終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。